

施設において感染症や食中毒が集団発生した際の対応について

【感染症や食中毒が集団発生した際の報告について】

(1) 区への報告について

以下のア～ウに該当する場合は、区へ報告すること。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる【**死亡者**】又は【**重篤患者**】が【**1週間以内に2名以上**】発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が【**10名以上**】又は【**全利用者の半数以上**】発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 区への報告方法

葛飾区障害福祉課管理係へ、**事故報告書**を提出する。

また、保健予防課感染症対策係へ、区公式ホームページの報告フォーム（掲載先ページ番号：1038799）から感染状況を報告する。

(3) その他

- (1) ア～ウに該当する場合は、東京都にも事故報告を行うこと。

【感染症や食中毒が発生した際の施設の対応について】

1 利用者及び職員（給食等の常駐者、実習生を含む。以下同じ）に、インフルエンザと疑われる症状（38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状（鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳）等）の発症者が発生した場合

- (1) 当該発症者に通所を取りやめさせ、直ちに医療機関を受診させる。
- (2) 施設において、うがい・手洗いを励行するとともに、利用者の体調に注意し、変化があった場合は、直ちに医療機関を受診させる。（職員も同様）
- (3) 当該発症者の通所については、医療機関の診断を優先させることとする。

2 利用者及び職員に、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合

- (1) 感染拡大を防止するため、利用者の保護者に対して注意喚起文書とともに

通所前の検温を実施するように依頼し、連絡帳等により施設において把握する。

- (2) 施設においては、うがい・手洗いを励行するとともに、通所直後及び午後等に利用者の検温を必ず実施する。体調に変化があった場合は、直ちに医療機関を受診させる。(職員も出勤前に必ず検温を行うこと。)
- (3) 施設の状況によっては、区が施設及び法人に対して、施設利用者の通所を自粛するよう要請(通所自粛要請)を行う場合がある。また、区ホームページに「福祉施設の対応状況」を掲載する等の対応を行うことがある。
- (4) 保健所からウイルス検査等の実施依頼があった場合には、協力すること。

3 利用者及び職員に、感染性胃腸炎(ノロウイルス)を始めとする食中毒の発症者が発生した場合

- (1) 当該発症者に通所を取りやめさせ、直ちに医療機関を受診させる。
- (2) 感染の拡大を防止するため、利用者の保護者に対して、注意喚起文書により、自宅で嘔吐や下痢等が発症した場合の施設への連絡と欠席の要請を行う。
- (3) 施設においては、利用者、職員等、出入りする方の石鹸を使用した手洗いを徹底する。
- (4) 施設内での嘔吐物等は、換気を十分に行いながら、必ずマスク、ビニール手袋、エプロンを着用して、ビニール袋に入れて処理する。処理後は石鹸で十分に手洗いする。
- (5) 手すり、ドアノブ、水道の蛇口等、利用者等の手が触れる場所を中心とした消毒を徹底する。
- (6) 消毒は、塩素系消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)を使用する。
- (7) その他の利用者の体調に注意し、変化があった場合は、医療機関を受診させる。職員も、体調に変化があった場合は、利用者同様、すぐに医療機関を受診する。
- (8) 当該発症者の通所については、医療機関の診断等によるものとし、症状等が治まってから、最低でも1週間は、食品に関わること(配膳等も含む。)は一切しないこと。

4 施設の休所及び治癒証明について

(1) 施設の休所

休所にあたっては、発症者の人数など区の基準はないため、原則として施設または法人で検討し、休所するかどうかを決定する。また、決定後は必ず

障害福祉課管理係に報告すること。

(2) 治癒証明

社会福祉施設においては、発症者からの治癒証明の提出は必須ではない。

ただし、発症者の通所を再開するにあたっては、保護者等から感染症発症に伴う外出自粛期間を経過していることや、発症者本人の体調などに問題がないことを聞き取ったうえで通所させること。

【報告先・問い合わせ先】

葛飾区福祉部障害福祉課管理係

電話:03-5654-6389 メール:075000@city.katsushika.lg.jp